

令和6年度国立自然史博物館のあり方に関する沖縄県基本方針（仮称）策定支援業務  
企画提案募集要項

1 業務名

令和6年度国立自然史博物館のあり方に関する沖縄県基本方針（仮称）策定支援業務

2 業務目的

別紙仕様書のとおり

3 業務履行期間

別紙仕様書のとおり

4 委託する業務内容

別紙仕様書のとおり

5 業務計画

業務期間内に確実に業務内容を完了できる業務計画であること。

6 委託業務費

提案にあたっては、総額 11,788,999 円（消費税込み）の範囲内で見積もること。  
ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

費用の積算は、次の内容で作成すること。

(1) 直接人件費

(2) 直接経費（謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料等）

(3) 一般管理費（（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10/100 以内とする。但し、自社規定等によりこれにより難しい場合は、別途積算することが出来るものとし、この場合、契約前にその根拠を明らかにした資料の提出を行い、双方協議の上決定する。）

※一般管理費は、委託業務を行うために必要な経費のうち、当該業務に要した経費として特定が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費で、具体的には、役職員の手当、管理部門等の管理経費、事務所の家賃、光熱水費、回線使用料、汎用文具等に要する経費で、一定の負担が生じている経費として計上するものである。

※再委託費等は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者（共同企業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任または準委任して行わせるために必要な経費を対象としており、再委託費のうち、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費は一般管

理費の算定にあたって控除しないものとする。

(4) 消費税

## 7 委託の方法

本公募により委託契約の優先順位を決定し、1事業者と契約を締結する。ただし、共同企業体（以下「JV」という。）も可とする。

## 8 応募方法

(1) 以下の書類を、持参または郵送にて7部（正本1部・副本6部）提出する。（副本は複写可）

- ① 令和6年度国立自然史博物館のあり方に関する沖縄県基本方針（仮称）策定支援業務応募申請書（様式1）
- ② 提案書（様式2）
- ③ 本要項9（1）から（14）に該当することを誓約する書面（様式3）
- ④ 参加資格要件確認書類（【別添】参照）
- ⑤ 過去2期の決算書（写）（個人事業主は税務申告書（写））
- ⑥ 見積書（令和6年度、令和7年度（参考））
- ⑦ JV協定書（JVの場合）

(2) 提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
沖縄県環境部自然保護課（県庁4階）

(3) 提出期限

令和6年6月10日（月）午後5時（必着）

(4) スケジュール（案）

日 程	内 容
令和6年5月20日（月）～6月10日（月）	公募期間
令和6年6月中旬（予定）	審査・採択決定
令和6年6月下旬（予定）	委託契約締結

## 9 応募者の資格

次に掲げる要件すべて満たすものであること。

- (1) 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されている者であること。
- (2) 県内に事業所を有する民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体であること。
- (3) 平成16年度以降に博物館（博物館法第2条の規定による）または博物館に相当する施設（博物館法第31条の規定による）に関する基本計画または基本構想策定等の業務実績を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。また、同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者であること。

- (5) 沖縄県から入札参加資格指名停止措置を受け、企画提案時においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 35 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (9) 国税、都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納しない者であること。
- (10) 加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入し、保険料の滞納がないこと。
- (11) 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (12) 労働関係法令を遵守していること。
- (13) 仕様書、募集要項等に記載された内容を全て承諾する者であること。
- (14) JV で応募する場合の要件は以下のとおりとする。
  - ① JV を代表する事業者が応募を行うこと。
  - ② 自主結成方式とする。
  - ③ 当該業務に関し、2 つ以上の JV の構成員ではないこと。
  - ④ JV を構成する全ての事業者は、応募資格(1)及び(4)から(13)の要件を満たす者であること。
  - ⑤ JV を構成する事業者のいずれかが、応募資格(2)及び(3)の要件を満たす者であること。
  - ⑥ JV を代表する事業者は、応募資格(2)の要件を満たす者であること。

## 10 審査

- (1) 審査の方法
  - ① 1次審査として、沖縄県環境部自然保護課内において、書類審査を実施する。1次審査の通過案件については、2次審査（プレゼンテーション）の案内を送付する。
  - ② 2次審査として沖縄県環境部に設置する委託先候補者選定委員会において、各提案内容を審査（プレゼンテーション等）し、委託先候補者の優先順位を確定する。
  - ③ 審査にあたり、事前に申請内容を確認するための聞き取りを行うことがある。
  - ④ 委託先候補者選定委員会は非公開で行い、審査経過に関する問い合わせには応じない。
  - ⑤ 委託先候補者選定委員会が選定した者（以下「委託先候補者」という。）が辞退した場合は、次点となった応募者を委託先候補者とする。
- (2) 審査基準  
委託先候補者選定委員会は、審査に当たっては以下の事項等について評価する。

- ① 事業の趣旨、目的に沿った提案であること。
  - ② 確実に委託業務を遂行できる能力・体制を有していること。
  - ③ 具体性のある事業計画であること。
  - ④ 事業を遂行するにあたり、妥当な積算となっていること。
- (3) 結果の通知  
選定の結果については、選定された業者に対して文書で通知する。

## 11 申請の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の申請は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が申請したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請や申請に関する不正行為があったとき。
- (4) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び申請者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 12 契約

- (1) 契約の締結  
委託先候補者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、随意契約を行う。
- (2) 契約金額  
委託先候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において決定する。
- (3) 契約締結に伴う諸経費  
委託先候補者の負担とする。
- (4) 契約保証金  
契約締結の際、地方自治法施行令第 167 条の 16、沖縄県財務規則第 101 条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない（法令等により免除される場合を除く。）。
- (5) その他契約条項  
委託先候補者との協議事項とする。

## 13 質問事項について

- (1) 受付期間  
令和 6 年 5 月 20 日（月）～令和 6 年 5 月 29 日（水）午後 5 時 必着
- (2) 受付先  
沖縄県環境部自然保護課あて質問書（様式 4）を提出  
E-mail : aa039004@pref.okinawa.lg.jp  
件名を「令和 6 年度国立自然史博物館のあり方に関する沖縄県基本方針（仮称）策定支援業務（質問事項）」とすること。
- (3) 回答  
当課ホームページへの掲載をもって回答とする（随時）

#### 14 その他の留意事項

- (1) 提出書類にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類等の作成・提出書類及び委託先候補者選定委員会への出席等応募のために要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (3) 企画提案書作成のために沖縄県から提供された全ての資料等は、他に使用してはならない。
- (4) その他詳細は仕様書による。